



写真-1 国道 175 号・小橋側道橋から柏原川と高谷川を撮影（平成 30 年 7 月）

■ 見田井堰をめぐる上下流争論

写真-1 は、佐治川（加古川）の左支川・柏原川と二次支川・高谷川の合流点付近を国道 175 号から撮影したものです。この付近は、下流にあった見田井堰の堰き上げの影響もあってしばしば浸水被害を受けていた地域です。

前号では新堤築造をめぐる上下流問題を取り上げましたが、今回は見田井堰をめぐる上下流争論について調べてみました。佐治川（加古川）と柏原（かいばら）川の合流点直下に設けられた見田井堰は、稲畑村と見田村※¹（いずれも現・丹波市氷上町稲畑）の農地約 76 町歩（≒76ha）を潤す一方で、井堰上流の柏原川と高谷川の両岸に広がる母坪（ぼつぽ）村、田路（たじ）村、横田村、稲継（いなつぎ）村は排水不良となり“沼”のような状況を呈していました。

『見田井堰沿革誌』によると、寛永 3（1626）年の大洪水により堤防が決壊し家屋 18 軒が流失、その際に見田井堰創設に関する古文書も紛失したため見田井堰の詳細は不明ですが、古老の言より概ね以下の通りとされています。

稲畑の地は、永保年間（1081～1084 年）の頃から人口の増加と農地の開墾に伴い用水の欠乏を生じていたので、佐治川に取水堰を設けています。堰の構造は、おそらく多数の木杭を打ち、杭間に芝・草等を詰めて川の流れを堰（せ）く、いわゆる「草堰」と思われます。

その後、年々の洪水で堰が流失し、用水の不足甚だしいため、柏原藩初代藩主・織田信包※²（のぶかね）の力で写真-2 のような井堰に改築したとされています。

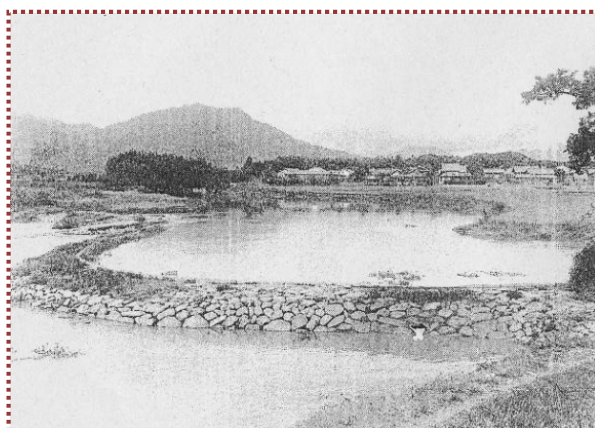


写真-2 17 世紀（?）～昭和 11 年までの見田井堰
（『見田井堰沿革誌』から引用）

※1 見田村：明治初年、見田村は稲畑村に吸収されているが、江戸期の文書においては稲畑村と見田村が併存し、それぞれの村には庄屋や年寄、惣代も置かれていた。

※2 織田信包：天文 12（1543）年に生まれる。織田信長の弟。天正 10（1582）年 6 月の本能寺の変後は豊臣秀吉に従い、伊勢・津城 15 万石を領した。天正 18（1590）年、小田原征伐のときに北条氏政・氏直父子の助命を嘆願したため秀吉の不興を買い、文禄 3（1594）年 9 月に至って改易された。

その後、近江国内に 2 万石を与えられて秀吉の御伽衆となり、慶長 3（1598）年 6 月には丹波柏原藩初代藩主となって 3 万 6 千石を与えられる。慶長 5（1600）年、関ヶ原の戦いでは西軍に属して参戦したが、戦後、徳川家康は信包の罪を問わず所領を安堵した。

晩年、大坂城にあって姪孫である豊臣秀頼の後見役を務める一方、柏原藩では家老の佐治一成に命じて治水や殖産興業に努めた。大坂冬の陣前の慶長 19（1614）年 7 月、大坂城内で吐血して死去。享年 72。なお、3 代目藩主・織田信勝（信包の孫）の時代に、佐治川に堤防を築いたり新田の開発が行われ藩政の基礎が固められた。



写真-3 織田信包公の石像

■ 見田井堰をめぐる争論の経緯

見田井堰は、下郷（稲畑村・見田村）の広大な農地を潤す一方で、土砂堆積によって河床が上昇し、洪水時には堰き上げによって上郷と呼ばれた母坪村・田路村・横田村・稲継村に浸水被害をもたらす厄介な存在で、見田井堰をめぐり上郷と下郷の間で争いが絶えませんでした。

『沼貫（ぬぬき）村誌』や『稲継部落誌』、『生郷（いくさと）村志』、『母坪史』、『見田井堰沿革誌』に収められた見田井堰をめぐる争論は以下のとおりです。

(1) 寛保 2 年、井堰水尾高下出入

これは、上郷（稲継村・母坪村）と下郷（稲畑村・見田村）の間に起きた争論で、「水尾（みお）」とは井堰に設けられた「舟道」のこと、「高下」は「高低」のこと、「出入」は争いを意味します。

元文 4（1739）年の洪水により見田井堰の舟道が崩れ、翌年復旧工事の際にその位置を東に移し、舟道底を約 3 尺（≒90cm）高くしたので上郷が排水不良になり、下郷に異議を申し立てたが取り合ってくれないため、寛保 2（1742）年舟道を元どおりにし、併せて水抜樋を造ってほしい、と上郷が京都町奉行所に提訴したものです。

これに対し下郷は、先年地頭に願い出て造ったものを今になって取り消しを願い出るとは不届き千万、上郷に迷惑はかからないはず、と開き直っています。

奉行所は訴状を寛保 2（1742）年 4 月に受け取り、以後双方を召し出して何度か吟味しますが、田植えの時期になったため双方一時帰国を許し、その間、本郷村の庄屋や舟座請負人（当時、本郷まで高瀬舟が運行していた）にも事情を質し、9 月本郷村庄屋に両者の調停の労をとるように申し渡します。

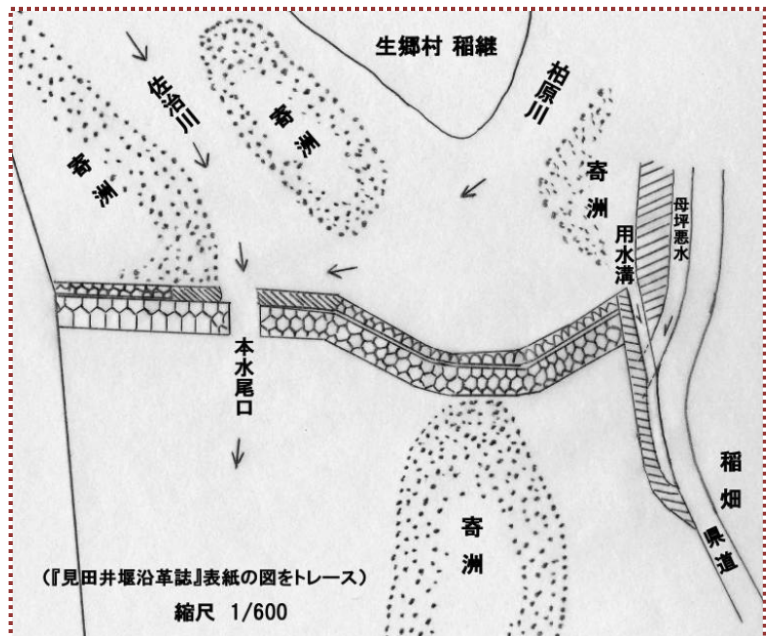


図-1 見田井堰平面図

しかし調停は不調に終わり、再び奉行所の手で吟味の末、翌年の寛保 3（1743）年正月裁許申し渡しとなりました。裁許は以下のとおりです。

- ・舟道の高さについては、舟座の証言から以前より高くなっていて、その影響で河床も年々高くなり悪水が停滞するので、舟道の敷板を 1 尺 5 寸（≒45cm）下げよ。
- ・上郷申し出の水抜樋は、新規の儀ゆえ取り上げ難い。

(2) 安永 8 年、母坪村が悪水を柏原川に放流するために排水溝を開削

明和年間（1764～1772）、母坪村は村内に悪水を抜く溝を開削します。安永 8（1779）年には田路村も加わって稲継村と交渉し、猪の山裾に、長さ 245 間（≒445m）、幅 2 間（≒3.6m）を借地（年貢 3 石 1 斗）、岩盤を割って猪の山西の赤ズリ下まで「新溝」を開削し、悪水を柏原川に放流するようにしました。

(3) 寛政 4 年、母坪村・田路村・横田村の三ヶ村が稲畑村・見田村を提訴

その後、見田井堰の影響で河床が上がり新溝の排水が悪くなったので、見田井堰下流に放流するべく猪の山裾に沿って 69 間（≒125m）余と見田村地内 38 間（≒69m）余の借地を申し入れするも、見田村に拒絶されたため、寛政 4（1792）年 7 月 13 日に母坪村・田路村・横田村の庄屋連名で京都町奉行所に提訴します。

なお、横田村の訴訟参加は、横田村の排水を柏原川河床下に伏越樋（「横田伏越樋」逆サイフォン）≒49m、断面 72cm×72cm）を設けて柏原川左岸側の新溝に落とすことになっていたためです。



写真-4 母坪地内に開削された排水溝



写真-5 猪の山裾に開削された排水溝



写真-6 横田伏越樋跡（柏原川左岸）

提訴の要旨は以下のとおりです。

① 見田井堰は、秋の彼岸より翌春の八十八夜までは養水（農業用水）不用につき堰草は取り払っていた。しかし、何時の頃からか養水不用の時も堰草を取り除かず、川を大石にて堰き止め、杭木も十重二十重（とえはたえ）に打ち増し、今ではまるで堤防のようになり、上流からの流出土砂が堆積して河床が上昇している。

② 本郷川（佐治川）通船の関係で、秋の彼岸より翌春の八十八夜までは幅 2 間の舟道を切り明けて舟を通してはいるが、八十八夜より秋の彼岸までは舟道を開けて舟を通さず、川幅 80 間（≒145m）を完全に堰き止めている。

③ 上記①、②のためちょっとした出水でも佐治川の流れが柏原川へ逆流し、3ヶ村の田地はもちろんのこと家屋敷までが浸水し、家々に流れ込んだ水はなかなか引かず、2階で生活する者も出る有様である。農道往来まで浸水し、3ヶ村領内はまるで湖のように水を湛え、作物は水腐れを起こし、時に種も失うほどの状況に難渋している。3ヶ村の御高 1,670 石余が亡所になり、このままでは逃散するしかなく、現に母坪村は人家が半分に減少している。

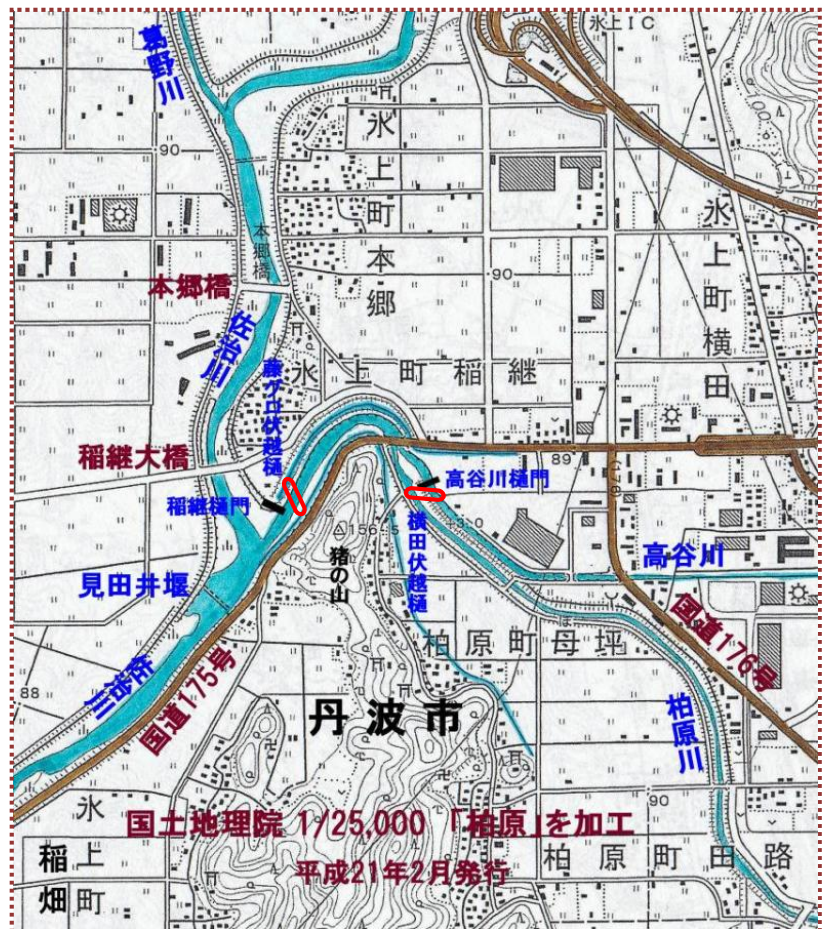


図-2 見田井堰周辺の地図

④ 50 年前、30 年前にも争論下知があったが、その頃は河床も今のように高くはなく、柏原川の悪水も何とか凌ぐことができていた。今はその頃に比べて川筋の様相が変わってきており、3ヶ村は見田井堰の底へ伏樋を設けて悪水を抜く方法を立案して下郷に掛け合ったが不承知だったため訴えた次第。

これに対する下郷の抗弁要旨は以下のとおりです。

- ・井堰は、母坪村や稲継村も含め毎年地頭役人立会の上で堰き止めている。
- ・田路村、横田村は井堰より 20 町 (≒2,182m) も離れており、逆流浸水等の事実はない。
- ・水抜樋口 4 尺 (≒1.2m)、長さ 20 間 (≒36m) の伏樋では、干ばつ時に下郷が養水不足になる。

以上のような状況で訴訟は容易に裁定に至らず、翌年の寛政 5 (1793) 年 7 月京都町奉行所代官の実地検分となり、この間、特に母坪村庄屋・孫四郎は東奔西走して事に当たったそうです。そして寛政 6 (1794) 年 11 月 5 日、「下郷 2 ヶ村の水難もさることながら上郷の困難はそれ以上なので、百姓は相身互いであるからとにかく工事をして 5 年間様子を見よ」との裁許が下されます。

上記裁許を受けて、上郷の 3 ヶ村は、悪水を見田井堰下流に放流するために柏原川の左岸沿いに新しく溝を開削します。田路村庄屋の利兵衛は現場監督として川縁に迫る岩盤を掘り割り、見田井堰の取水路の下に 7 間半 (≒13.6m) の石樋を伏せる難工事を指揮、工事は寛政 7 (1795) 年 3 月 6 日に完成します。当時「三ヶ村組合会」に未加入だった稲継村も将来を見越して母坪・田路・横田村並に工事費の一部を負担しています。

ところが寛政 10 (1798) 年 6 月、取水した水が取水路下を横過する悪水抜伏樋に漏れることから、下郷は悪水抜の撤廃を上郷に迫り、上下郷間で大紛議となります。同年 8 月、関係 5 ヶ村の領主役人 40 数人による立会検分が行われ、母坪に滞在すること 13 日間、つづさに実地検証し、京都における公事裁判の結果、上郷は漏水止めの工事を行うことで悪水抜の現況を認められ勝訴となります。

(4) 文政 8 年、藤グロ伏越樋の創設

稲継村は悪水を藤グロ溝から柏原川に放流していましたが、これを上記新造の悪水抜に落とすべく画策し、文政 5 (1822) 年に一度は柏原川の河床を割って伏越樋の設置工事を行いました。

しかし、他村が反対したため埋め戻し折衝すること 3 年、田路村庄屋・利兵衛が仲人として見田村庄屋と掛け合い、水野藩の大庄屋・常楽の佐野庄左衛門、和田役所(水野藩)の指図、あるいは稲継入組の領主・佐野肥前守役人の奔走など、上は領主役人、周辺の同藩領の庄屋の取り成しを得て、文政 8 (1825) 年、柏原川河床下に 13 間 (≒23.6m) にわたって縦 1 尺 (≒30cm)、横 2 尺 (≒60cm) の木製伏越樋(藤グロ伏越樋:逆サイフォン)を通すことができました。



写真-7 左から藤室川、旧高谷川、柏原川

藤グロ伏越樋の完成により稲継村の悪水排除が可能になったことから、同年稲継は上郷三ヶ村に正式に加入して「四ヶ村会」となり、経費分担も確定(母坪 170 石、他の 3 村はいずれも 110 石)し、上郷四ヶ村の共同体制が固まりました。そして、上郷は下郷が干ばつになった場合の年貢を約束し、永年の紛争に終止符を打つことができました。



写真-8 藤室川と藤グロ伏越樋跡

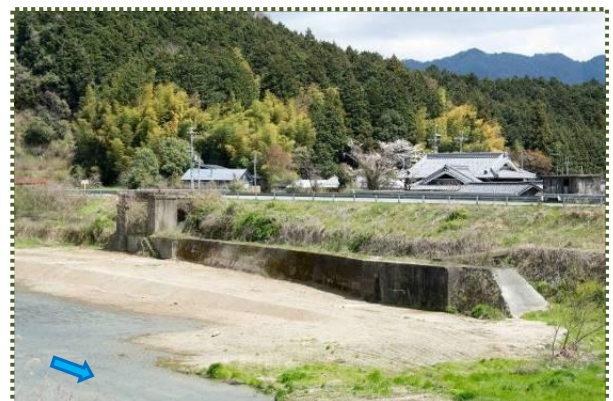


写真-9 見田井堰下流への悪水抜跡

(5) 文政 12 年、柏原川沿いに排水溝を開削

文政 12 (1829) 年四ヶ村は湛水地域の改良のために、柏原川の右岸沿いの稲継地内に 396 坪余の借地 (年貢米 1 石 8 斗余) をし、延長 185 間 (≒336m)、幅 3 間半から 2 間半の排水溝を開削します。その後の天保 11 (1840) 年排水溝を 2 間 (≒3.6m) 拡幅する工事を実施します。この溝が「高谷川」の前身で、当時は「新々溝」あるいは「母坪川」と呼ばれていました。

(6) 定杭を設置して井堰周辺の河床高や水位を監視

見田井堰をめぐる河床高や井堰の高さ、湛水面の高さが上郷に影響を及ぼすことから、宝暦 10 (1760) 年、母坪村と稲畑村の間で、役人立会の上で定杭 (じょうぐい) を定めています。その後の文化 12 (1815) 年、関係者立会いの下で定杭を改め、さらに文政 6 (1823) 年、定杭を 5 年毎に改めることとし、3 本の定杭を打ち込み、杭天より 5 寸 (≒15cm) 下に印を付けて常水位と定めています。

■ 苦難克服の歴史を後世に伝える

上郷四ヶ村が浸水被害軽減のために排水溝を築造した苦難の歴史が刻まれた『四ヶ村 (しかむら) 排水溝沿革碑』が柏原川左岸に設置されています。(昭和 35 年 3 月 25 日四ヶ村会建之)

四ヶ村排水溝沿革碑

当地域は往古よりの開拓地で夙(つと)に条里制が施かれていたが、佐治川・柏原川その他の合流水は下流の見田堰に遮られて降雨毎に湛水し、為に母坪・田路・稲継・横田に跨る耕地の大半は沼同様の状態を呈し、大水時は屢々水禍の巷と化したと伝えられる。茲に於て母坪村庄屋・亦八等は村人と相謀り貢して稲継地内を借り受け悪水抜溝の工を起し、安永八年藤グロ迄の工を竣(おわ)る。降つて寛政の初期合議により之を四ヶ村に移して其の継続を計り、母坪村庄屋孫四郎等は京都町奉行に訴願し、或は工事頭取田路村庄屋利兵衛等は山麓の開鑿見田堰樋ノ口暗渠構築等内外の苦難を克服し、寛政十年七月漸く成就し、その後は修理を加えつつ現今に及んだのである。その中、横田樋及び藤グロ樋は柏原川改修に伴つて昭和二十六年根本的に改修したが更に排水溝も亦その必要に迫られ四ヶ部落組合管理者徳田好夫等関係者は相議し陳情を重ね昭和二十九年新井村生郷村四ヶ部落土地改良区を設置してその工に着手した。かくて延長七百六十米余の水路樋門式及び橋梁臺等の大事業は国費県費の助成を含め総工費七百三十四万円を投じて全三十一年三月遂に完工した。約三百年前に創設された排水溝は今次の改修によつてその面目を一新し三百余町歩の美田の余水を永く排去することとなった。

■ モノローグ

柏原川の下流域は、見田井堰による堰き上げや佐治川の背水の影響を受けてしばしば浸水していたことから、さまざまな上下流問題が起きていましたが、各村の領主が異なることから一貫した治水対策が講じられることはなく、本格的な治水事業に着手したのは昭和に入ってからです。

今回は、近代的な治水事業着手に至った経緯等について調べてみます。



写真-10 四ヶ村排水溝沿革碑

ハナショウブ（花菖蒲）

アヤメ科アヤメ属の多年草で、別名「ハナアヤメ」。ノハナショウブの園芸種で、比較的水はけのよい場所を好む（ただし開花期には特に水分が必要である）。6月頃に花を咲かせる。花の色は、白、桃、紫、青、黄など多数あり、絞りや覆輪などとの組み合わせを含めると5,000種類あるといわれている。花卉の付け根は黄色である（アヤメは網目模様、カキツバタは白い一筋の線）。葉幅はアヤメ（葉幅が狭い）とカキツバタ（葉幅が広い）の中間ぐらいとされる。「いずれアヤメかカキツバタ」という慣用句がある。「どれも素晴らしく優劣は付け難い」という意味と「見分けが付きがたい」という意味がある。丹波市氷上町稲畑の民家の畑に咲いていた。



写真-11 稲畑の民家の畑に咲いていたハナショウブ

【参考資料】

- 1 『沼貴村史』 沼貴村誌編纂委員会編纂 昭和41年12月
- 2 『稲継部落誌』 氷上町稲継部落誌発行委員会 昭和50年4月
- 3 『見田井堰沿革誌』 見田井堰沿革誌作り委員会 平成8年
- 4 『母坪史』 母坪史編集委員会 平成元年12月
- 5 『生郷村志』 生郷村志編集委員会 昭和51年10月
- 6 『加古川、沼貴村、織田信包、伏せ越し、ハナショウブ』 フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』

※発行：令和元（2019）年8月 『ひょうご水百景』 No.99

改訂：令和8（2026）年5月 『ひょうご水百景』 No.99